

保育料の算定に使う市民税所得割額の目安

令和8年 1 月 1 日、川崎市に住民登録があり、国内の給与収入のみの方の場合（それ以外の方は計算が異なる場合があります）
職場から 5 ～ 6 月に配布される
「令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」を御用意ください。

令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得			

課税標準	

税額	市	所得割額⑥ 円
	県	

納付額	

所得控除			

(摘要)

税額控除	市民税	円	県民税	円
------	-----	---	-----	---

(税額控除 市民税 + 市 所得割額⑥) × 0.75 = 保育料算定に使う税額

父母それぞれ計算し、合算した金額で保育料を決定します。
令和8年度（令和7年 1 月～1 2 月分）の税額は、令和8年 9 月から令和9年 8 月までの保育料を決定するのに使用します。